

ひなた保育園 行徳駅前ルーム（令和6年4月1日現在）

重要事項説明書

1. 運営主体

運営者名称	特定非営利活動法人めぐみの
代表者氏名	理事長 山下 三成
所在地	東京都葛飾区新宿 2-12-25
電話番号	03-5876-6455

2. 利用事業所

施設種類	小規模保育事業所A型			
事業所名称	ひなた保育園 行徳駅前ルーム			
所在地	市川市行徳駅前 2-23-14 メゾン・ベルツリー103号室			
電話番号	047-311-4848			
FAX番号	047-311-4800			
管理者名	北原 悦子（平成29年5月就任）			
職員数	13名			
認可年月日	平成29年4月1日			
利用定員	3号認定			
	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	3人	8人	8人	19人
運営方針等	<p>○保育理念 のびのびとした環境、やさしさとぬくもりを大切にした保育</p> <p>○子ども像 ・心身ともに健康な子ども ・思いやりのあるおだやかな子ども ・意欲的な子ども ・想像力豊かな子ども</p> <p>○保育方針 おだやかな子どもに育てるために「のびのびとした空間で、人とのふれあいとぬくもりを大切にすること」をコンセプトとしています。0歳の乳児期から2才の幼児期はやさしさに包まれることが最も必要な時期と考え、当園はあえて小規模保育にこだわっております。お子さまのかわいい笑顔が毎日見られるよう、保育士さんたちにも細やかな目配りを心がけてもらっています。保護者の方との会話を大切にし、各ご家庭での育児の様子をうかがいながら、園が一緒に子育てできる環境でありたいと考えております。</p>			

3. 事業所概要

敷地	面積 563.08 m ²		
建物	鉄骨造 4階建	延床面積 112.18 m ²	
事業所の内容	乳児室	1室	面積 16.22 m ²
	ほふく室	室	面積 m ²
	保育室	2室	面積 53.46 m ²
	遊戯室	室	面積 m ²
	調理室		面積 6.67 m ²
	園庭	弁天公園を園庭代替地として利用する。 面積 4500 m ²	

4. 職員体制

職名	人数
管理者（園長）	1人
保育士（常勤含）	7人
栄養士	1人
調理員	3人
看護師	0人
事務員	0人
パート保育士	1人

5. 保育を提供する日・時間・休園日等

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
開園時間（カッコ内は土曜日）	7時～19時（7時～19時）
保育標準時間認定を受けた方の利用可能時間	7時～18時の11時間
保育短時間認定を受けた方の利用可能時間	8時～16時の8時間
休園日	年末年始（12月29日～1月3日） 及び日曜日・祝日 その他市長が必要と認めた場合、臨時休園する場合があります。

6. 利用者負担（保育料）等について

- （1）保育料は、世帯の市民税の合計額により、居住する市町村が決定して通知します。
- （2）教育・保育に要する物品又はサービスに係る実費相当額は、以下のとおりです。

（1）連絡帳代 200円／冊（64日分）

7. 利用の開始及び終了に関する留意事項

(1) 利用の開始に関する留意事項

○入園後、子どもの状態に合わせて慣らし保育を1週間を目安に行います。

(2) 利用の終了に関する留意事項

以下の場合には、保育の利用は終了となります。

○居住する市町村による支給認定（2号認定または3号認定）を有しなくなったとき

○欠席期間が2ヶ月を超えるとき

○その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

8. 緊急時における対応

保育中に体調の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医または主治医に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

嘱託医	内科	なかさこ医院 (市川市行徳駅前 2-17-2、047-356-5678)
	歯科	さくら歯科口腔外科クリニック (市川市行徳駅前 2-16-1-4F、047-314-8820)

9. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途消防計画の定めるとおり ※保育園にて閲覧可能	
避難訓練	月1回実施	
管轄警察署	市川警察署	
管轄消防署	市川市南消防署	
緊急時避難場所	行徳駅前公園	所在地 市川市湊新田 2-4
	新浜小学校	所在地 市川市行徳駅前 4-5-1
緊急時連絡先	園名義携帯電話 080-1345-1995	

10. 保育内容に関する相談・意見・要望

相談・苦情受付担当	岩崎 英美
相談・苦情受付責任者	北原 悦子 (管理者)
第三者委員	大城 豊 (03-5876-6455)
その他	総務 佐々木 舞 (090-5876-6455)

11. 虐待の防止のための措置

園児の身体及び日々の様子について保育士・看護師等が連携を取りながら毎日の視診やクラス巡回等で日常的に対応し、園長等へすぐに報告・連絡・相談ができるように保育を実施しております。また、職員を含めた虐待等の疑わしい状況があった場合には「市川市子ども虐待対応マニュアル」に沿

って対応を行います。なお、保育園は虐待の事実があった場合及び虐待が疑われる場合には、児童相談所等への通報義務があります。

12. 保険に関する事項

本園では、下記の賠償責任保険に加入しています。

保険会社	株式会社エヌシーアイ
保険金額	1事故につき10億円 その他補償あり

13. 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- (1) 本園では、就業規則や個人情報保護規程で個人情報保護の規定を定めており、それに沿って個人情報を厳重に管理します。
- (2) 保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

附 則

1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。
2. 本改訂版は、平成31年4月1日から施行する。
3. 本改訂版は、令和2年4月1日から施行する。
4. 本改訂版は、令和2年10月1日から施行する。
5. 本改訂版は、令和4年4月1日から施行する。
6. 本改訂版は、令和6年4月1日から施行する。